

京都市上下水道局告示第36号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成23年8月29日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市山科区小山一石畑19番地9

太成工業株式会社

矢島 耕治

2 変更事項（営業所の変更）

京都市山科区勸修寺柴山8番地23から京都市山科区小山一石畑19番地9に変更

（上下水道局下水道部管理課）